

ISC13.030.50

Z70

GB

中華人民共和國國家標準

GB16487.8—2005

GB16487.8—1996 改訂版

輸入廢棄物原料環境保護規制標準

—廢電機—

Environmental protection control standard
for imported solid wastes as raw materials

—Waste electric motors

2005—12—14 公布

2006—02—01 實施

國家環境保護總局
國家質量監督檢驗檢疫總局

前書き

「中华人民共和国固体廃棄物汚染環境防治法」を貫徹し、海外から再利用不可能な固体廃棄物が輸入されることを防止し、固体廃棄物原料輸入審査許可制度を規範化し、さらに廃モーターの輸入による環境汚染を規制するため、本基準を制定する。

本基準は輸入固体廃棄物環境保護規制基準の一つである。リサイクル資源目録における廃モーターの輸入管理に適用する。

今回は **GB16487.8-1996** の名称、前書き、範囲、引用基準、定義、規制要求などに適宜改訂を加えた。規制要求では、主に放射性、混入物に関する部分を改定し、また、混入が禁止される固体廃棄物の品目を増やした。

関連法律に従って、本基準は強制実行の法的効力を持つ。

本基準は国家環境保護総局科技標準局が提案する。

本基準は中国環境科学研究院が作成する。

本基準の第一回目の公布は、**1996** 年 **7** 月 **29** 日である。

本基準は **2005** 年 **11** 月 **9** 日国家環境保護総局に承認された。

本基準は **2006** 年 **2** 月 **1** 日から実施する。

本基準は国家環境保護総局がその解釈権を持つ。

輸入固体廃棄物原料環境保護規制基準－廃モーター

1 範囲

本基準は輸入廃モーターの環境保護規制要求を定める。

本基準は税番 7404.0000.10 の銅の回収を主とする廃モーター輸入の管理に適用する。

2 規範引用文献

以下の文書の条項は本基準への引用を通して、本基準の条項となる。期日の注釈のあるすべての引用文書においては、その後の内容訂正（文字の訂正等は含まない）や改訂版は、この基準の適用外とする。しかし、本基準に従って協議がなされた各方面の研究に関してはこれらの文書の最新版を使用することを奨励する。期日の注釈がない引用文書においては、その最新版を本基準に適用するものとする。

GB5085 危険廃棄物鑑別基準

GB13015 PCB 廃棄物汚染規制基準

SN0570 輸入廃棄物原料放射性汚染検査規程

SN0577 輸入廃棄物原料検査検疫規程－廃モーター

国家危険廃棄物リスト

3 定義

本基準は以下の定義を採用する

3.1

混入物 Carried-waste

生成、収集、梱包及び運送の過程で輸入廃モーター内に混入したその他の物質（輸入廃モーターの梱包物び輸送過程で使用するその他の物質を含まない）。

4 規制基準と要求

4.1 廃モーター内への以下の混入物の混入を禁止する（4.4 条に含まれる廃棄物を除く）

- (1) 放射性廃物
- (2) 廃棄爆弾、砲弾等爆発性武器の弾薬
- (3) PCB 含有廃物
- (4) GB5085 で危険廃物と鑑別された物質
- (5) 『国家危険廃棄物リスト』内のその他の廃物

4.2 廃モーターの表面 α 、 β 放射性汚染レベルが表面の 300 cm^2 での最大レベルの平均値が α は 0.04 Bq/cm^2 を、 β は 0.4 Bq/cm^2 を超えないこと。

4.3 廃モーター中の放射性ヌクレイン活発度が表 1 の制限値より低いこと。

表 1 放射性ヌクレイン活発度制限値

ヌクレイン	活発度 (Bq/g)
^{59}Ni	3×10^3
^{63}Ni	3×10^3
^{54}Mn	0.3
^{60}Co	0.3
^{65}Zn	0.3
^{55}Fe	300
^{90}Sr ,	3
^{134}Cs	0.3
^{137}Cs	0.3
^{235}U	0.3
^{238}U	0.3
^{239}Pu	0.1
^{241}Am	0.3
^{152}Eu	0.3
^{154}Eu	0.3
^{94}Nb	0.3
成分不明の β - γ 混合物	0.3
成分不明の α 混合物	0.1

4.4 廃モーターへの以下の混入物の混入は厳格に制限し、その総重量は輸入廃モーター重量の 0.01% を超えてはならない。

- (1) アスベストまたはアスベスト含有廃物
- (2) 廃棄感光材料
- (3) 廃モーター内の剥離可能な油垢
- (4) 密閉容器
- (5) 廃モーターの生成、収集、梱包、輸送の過程でその混入が免れないことを十分に説明できるその他の危険廃物

4.5 上述の条項に並べた廃棄物のほかに、廃モーターではその他の混入物（廃木材、古紙、廃繊維、廃ガラス、剥離さび、廃プラスチック、廃棄ゴム、等の廃棄物）の混入を制限しなければならず、総重量は輸入廃モーター重量の2%を越えないこと。

5 検査

5.1 本基準 4.1 (3) 条の検査は **GB13015** の規定に従って行う。

5.2 本基準 4.1 (4) 条、4.1 (5) 条は **GB5085** に規定された方法で検査を行う。

5.3 本基準 4.1 (1) 条、4.2 条、4.3 条の検査は **SN0570** の規定を参照して行う。

（この文書は、あくまでも『中華人民共和国国家標準（**GB16487-8.2005**）』の日本語の仮訳であり、法的解釈や内容確認に関しては、上述の原文に従って行われるものとします。）